

国立大学法人島根大学と松江市の連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と松江市が包括的な連携のもと、まちづくり、産業、技術、環境、医療・健康・福祉、教育、文化、国際交流等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) まちづくりのための連携
- (2) 産業・技術振興のための連携
- (3) 環境保全、生態系の維持及びリサイクル推進のための連携
- (4) 教育・文化の振興のための連携
- (5) 医療・健康・福祉の発展のための連携
- (6) 人材育成、地域発展のための連携
- (7) 国際交流推進のための連携
- (8) その他両者が必要と認める連携

(連絡協議会)

第3条 運営にあたっては、連絡協議会を設置し、必要に応じて連携・協力の進め方等を協議するものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1ヶ月前までに、島根大学と松江市のいずれかからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、島根大学と松江市が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各々1通を保有する。

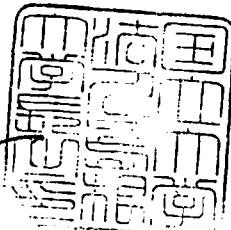
平成18年 3月30日

国立大学法人島根大学

松江市

島根大学長

本田 雄一



松江市長

松浦 正敏

